離婚届出後の事務手続きについて

保険の変更手続について（住民登録処理後）
◎国民健康保険証をお持ちの方
⇒２階１４番　保険年金課へ

年金関係の変更について
⇒２階１４番　保険年金課でお尋ねください。

父または母が子ども（＊注）を監護しているとき
◎児童扶養手当の申請について
⇒１階９番　子ども未来室へ
↓（先に子ども未来室へ行ってください）
◎ひとり親家庭医療費助成について
⇒２階１５番　医療支援課へ

（上記の手続は所得要件等がありますので、担当課で確認してください）

（＊１８歳に達する以後の最初の３月３１日までの子ども）

小学校・中学校に通う子どもがいる場合
◎ 保護者の変更または養育者の変更があるとき
⇒５階　教育委員会教職員課へ

離婚届出後の子どもの戸籍について
　子どもは離婚届で親権を指定しても、自動的に親権者の戸籍には移動しません。
離婚届出をしただけでは、子どもの戸籍は婚姻中の戸籍に残ったままです。
　子どもを親権者の戸籍に移動させる場合は、親権者（子どもが１５歳以上のときは子ども本人）が家庭裁判所に「子の氏の変更申し立て」を行い、許可をとった後、許可書を添えて役所に「入籍届」を行う必要があります。